

平成15年10月14日  
周南社協要綱第39号

社会福祉法人周南市社会福祉協議会  
共同募金地域福祉費配分要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域福祉の充実を図るため、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）が行う地域福祉活動に要する経費に対し、社会福祉法人周南市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が共同募金地域福祉費を配分することについて、必要な事項を定めるものとする。

(配分対象事業)

第2条 配分の対象となる事業は、別表1のとおりとする。

(配分金額)

第3条 配分金額は、本会会長（以下「会長」という。）が別に定める。

(配分金の交付申請)

第4条 この配分金の交付を受けようとする地区社協は、交付申請書（別記第1号様式）を会長に提出しなければならない。

(配分金の交付決定)

第5条 会長は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合、その内容を審査して適正と認めるときは、配分金の交付を決定し、交付決定通知書（別記第2号様式）により地区社協に通知するものとする。

(配分金の交付請求)

第6条 前条の規定による交付決定を受けた地区社協が、配分金の交付を受けようとするときは、交付請求書（別記第3号様式）を会長に提出しなければならない。

(事業実績報告)

第7条 この配分金の交付を受けた地区社協は、翌年度4月末までに実績報告書（別記第4号様式）を会長へ提出しなければならない。

(使途明示)

第8条 この配分金の交付を受けた地区社協は、配分金の使途明示に努めなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成15年4月21日から適用する。

## 別表第1（第2条関係）

## 配分対象事業

大区分	中区分	小区分
1. 老人福祉活動費	(1) 在宅福祉援助活動費	①食事サービス ②入浴サービス ③介護サービス ④家事援助サービス ⑤送迎サービス ⑥修繕サービス ⑦友愛訪問サービス ⑧その他
	(2) 社会参加活動費	①老人大学等学習、趣味活動全般 ②体力づくり等健康維持促進活動 ③各種交流事業 ④ふれあい・いきいきサロン ⑤その他
	(3) 団体援助活動	①老人クラブの育成 ②家族の会の育成 ③その他
2. 障害児・者福祉事業	(1) 在宅福祉援助活動費	①食事サービス ②入浴サービス ③介護サービス ④家事援助サービス ⑤送迎サービス ⑥修繕サービス ⑦友愛訪問サービス
	(2) 社会参加活動費	①各種学校、趣味活動全般 ②体力づくり等健康維持促進活動 ③各種交流活動 ④ふれあい・いきいきサロン ⑤その他
	(3) 団体援助活動費	①障害児・者組織の育成 ②家族の会の育成 ③小規模作業所の運営援助 ④その他
3. 児童・青少年福祉活動費	(1) 社会参加活動費	①児童文庫の運営援助 ②事故・非行防止活動の推進 ③福祉教育の推進 ④ふれあい・いきいきサロン ⑤その他
	(2) 団体援助活動費	①子ども会の育成 ②母親クラブの育成 ③学童保育所の運営補助 ④子育て支援サークルの育成 ⑤その他
4. 母子・父子福祉活動費等	(1) 在宅福祉援助活動費	①食事サービス ②家事サービス ③その他
	(2) 社会参加活動費	①各種学習、趣味活動全般 ②体力づくり等健康維持促進活動 ③各種交流活動 ④その他
	(3) 団体援助活動費	①各会の育成 その他
5. 福祉育成・援助活動費	(1) ボランティア活動費	①ボランティアグループの育成 ②養成、推進等の活動推進 ③その他
	(2) 総合福祉的な活動費	①福祉まつり等イベントの開催 ②福祉講演会の開催 ③民生・児童委員活動 ④各種福祉研修・講座 ⑤小地域ネットワーク活動 ⑥災害援助活動 ⑦各種相談事業
	(3) 低所得者対策活動費	①法外援護資金事業 ②その他
	(4) 広報・調査活動費	①地区社協だよりの発行 ②福祉に係るリーフレットの発行 ③福祉調査活動全般 ④その他